

鹿児島県介護人材再就職準備資金のご案内 (平成29年度募集)

介護人材を確保するため、離職した一定の知識及び経験を有する介護福祉士等が介護事業所等に再就職する場合に、再就職準備資金（無利子）を貸し付けます。県内で2年間、介護職員等の業務に従事した場合は、返還が全額免除されます。

- 1 実施期間 5年間（平成28～32年度）
- 2 応募資格
 - (1) 鹿児島県内（以下、「県内」という。）に住民登録している方又は県内に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した方
 - (2) 再就職前に介護職員等としての実務経験が1年以上ある方
※雇用期間が通算365日以上で、介護等業務に従事した期間が180日以上あること
 - (3) 介護人材として一定の知識と経験を有する次のいずれかに該当する方
 - ①介護福祉士
 - ②実務者養成施設において介護福祉士に必要な知識及び技能を修得した方
 - ③介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した方
 - (4) 県内に所在する介護保険サービス（居宅サービス、訪問事業、通所事業）を行っている施設や事業所（以下「介護職場」という。）に、介護職員等として再就職した方
 - (5) 申請時に介護職員等を離職した日から3ヶ月以上経過し、再就職した日から3ヶ月を経過していない方で、原則として申請前に鹿児島県福祉人材・研修センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った方
- 3 貸付条件
 - (1) 貸付額 200,000円以内
※20万円か「再就職準備資金利用計画書」記載額のいずれか少ない額
 - (2) 貸付金利 無利子（返還期間を過ぎた場合は、年5.0%の延滞利息）
 - (3) 貸付回数 1人当たり1回限り
 - (4) 送金方法 借受人の指定する金融機関の口座に1回で振り込む
- 4 資金の返還が免除される場合
再就職した日から県内において、2年間、介護等業務に従事した場合
- 5 資金の返還方法等
 - (1) 返還が必要な場合
再就職後2年未滿で介護福祉等の業務に従事しなくなった場合
 - (2) 返還期間 1年以内
 - (3) 返還方法 原則一括で返還

6 提出書類

- (1) 貸付申請書
- (2) 生計を一にする者全員の住民票
- (3) 連帯保証人の所得証明書
- (4) 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書
※未成年の借受者については、認印の使用が可能であり、印鑑証明書は不要
- (5) 個人情報の取扱いについての同意書
- (6) 介護職に係る保有資格等を証する書類（2の（3）を証する書類）
- (7) 介護職員等として実務経験を1年以上有することを証する書類（2の（2）を証する書類）
- (8) 介護職場に、介護職員等として就労していることを証する書類（2の（4）を証する書類）
- (9) 再就職準備金利用計画書
 - ◎貸付対象となる費用の例示
 - 子どもの預け先を探す際の活動費
 - 介護に係る情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費用
 - 靴や訪問介護職員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の費用
 - 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - その他、必要と認められる費用

7 連帯保証人

- (1) 連帯保証人が1人必要です。
ただし、借受者が未成年の場合は、法定代理人（父母、親権者等）を含め2人必要
- (2) 法定代理人以外の連帯保証人は、保証能力があり、おおむね60歳未満で生計を別にする方

8 申請手続き

- (1) 申請方法
上記6の書類を、表面左側に「介護関係資金申請書在中」と朱書きした封筒に入れて、鹿児島県社会福祉協議会に提出してください。
- (2) 申請（募集）期間
平成29年4月3日～平成30年3月30日（随時）
※ただし、平成29年度の貸付枠が埋まり次第、締め切ります。

9 お問い合わせ先

申請手続きや提出書類等については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

○資金貸付について

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 民生部
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター内）
TEL：099-214-3701 FAX：099-214-3812

○届出・登録について

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター内）
TEL：099-258-7888 FAX：099-250-9363

（資料：平成29年6月/再就職）